

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年5月29日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	エンジェル・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成23年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

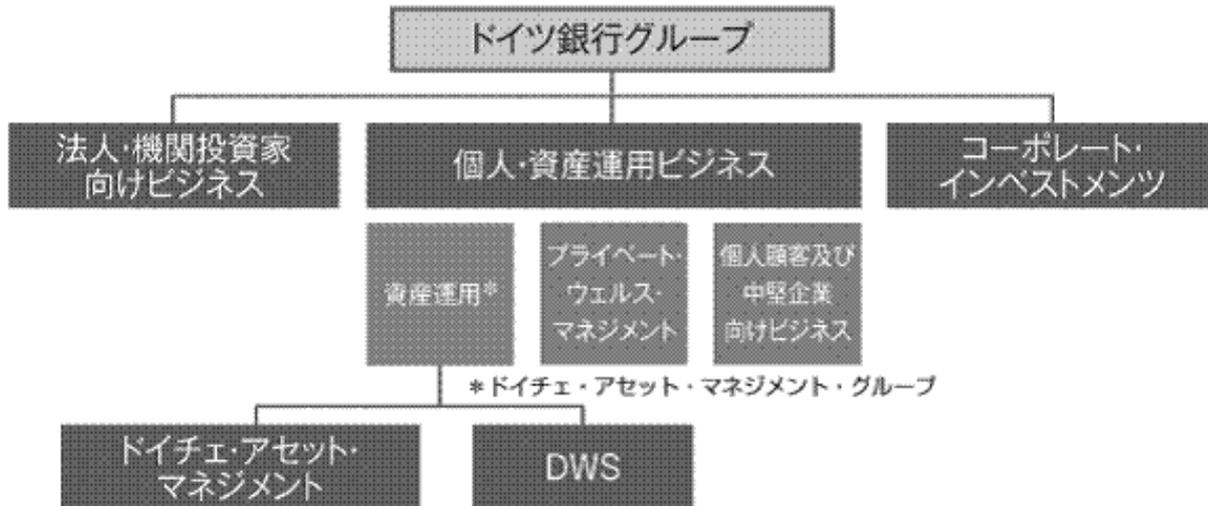
(前略)

ファンドの特色

(中略)

3. 運用にあたっては、DWS インベストメント GmbH の投資助言を受けます。

(中略)



2011年9月末現在

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色

(中略)

3. 運用にあたっては、DWS インベストメント GmbH の投資助言を受けます。

(中略)

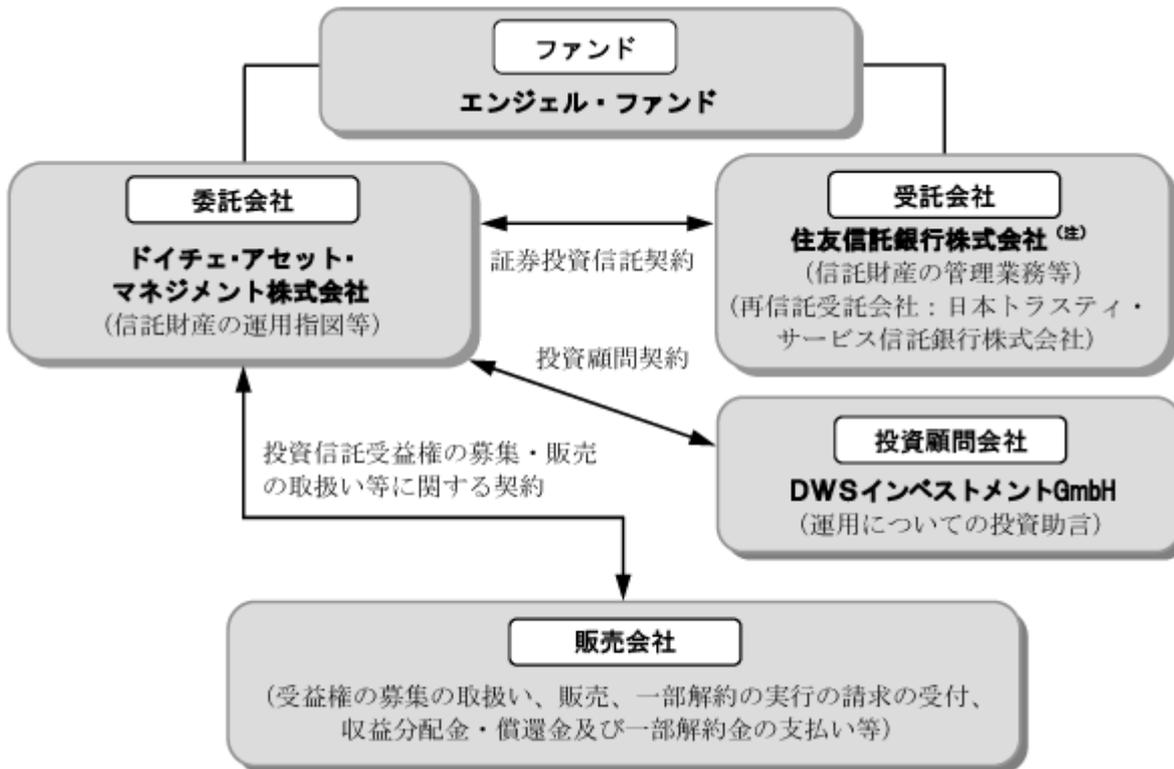


(以下略)

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



(注) 住友信託銀行株式会社は、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。以下同じ。

委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

b. 住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

(中略)

委託会社の概況

a. 資本金の額（2011年9月末現在）

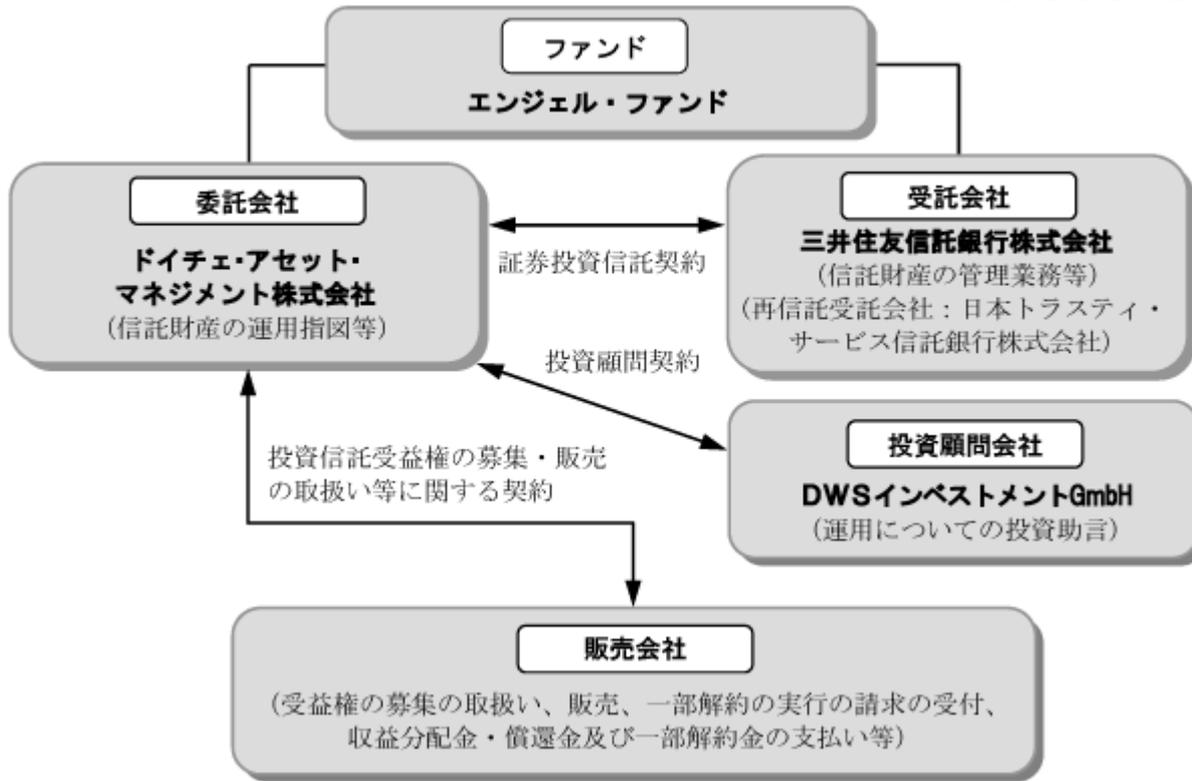
(中略)

c. 大株主の状況（2011年9月末現在）

(以下略)

< 訂正後 >

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

(中略)

b. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

(中略)

委託会社の概況

a. 資本金の額（2012年3月末現在）

(中略)

c. 大株主の状況（2012年3月末現在）

(以下略)

2【投資方針】

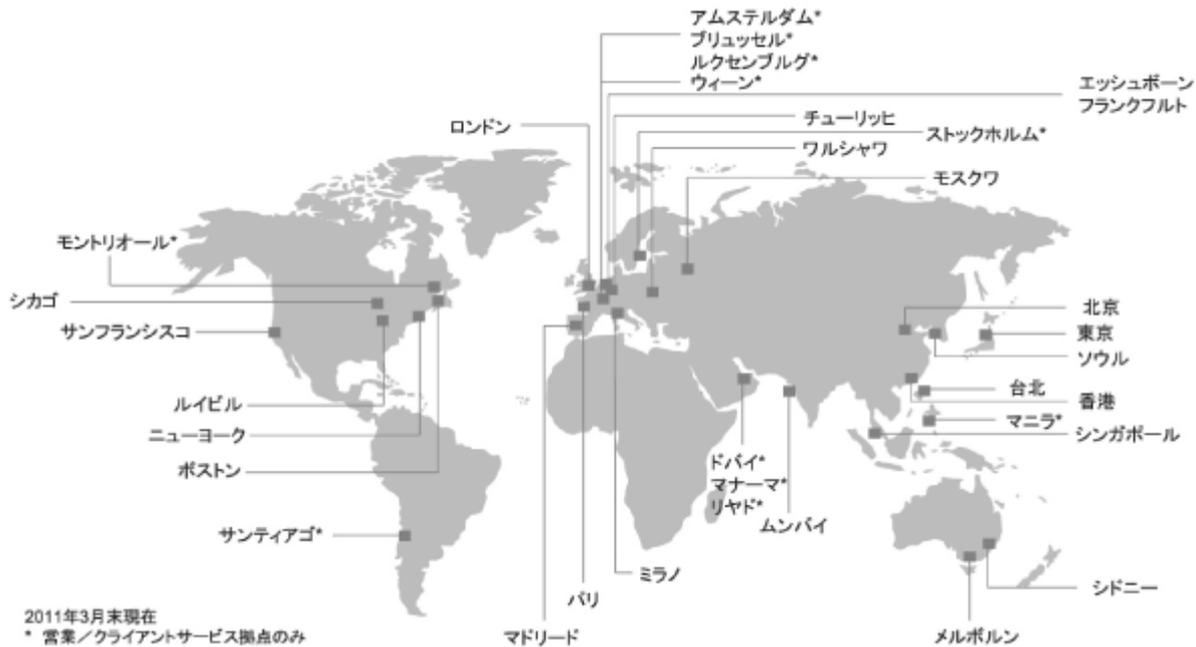
(3)【運用体制】

<訂正前>

(前略)

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

(中略)



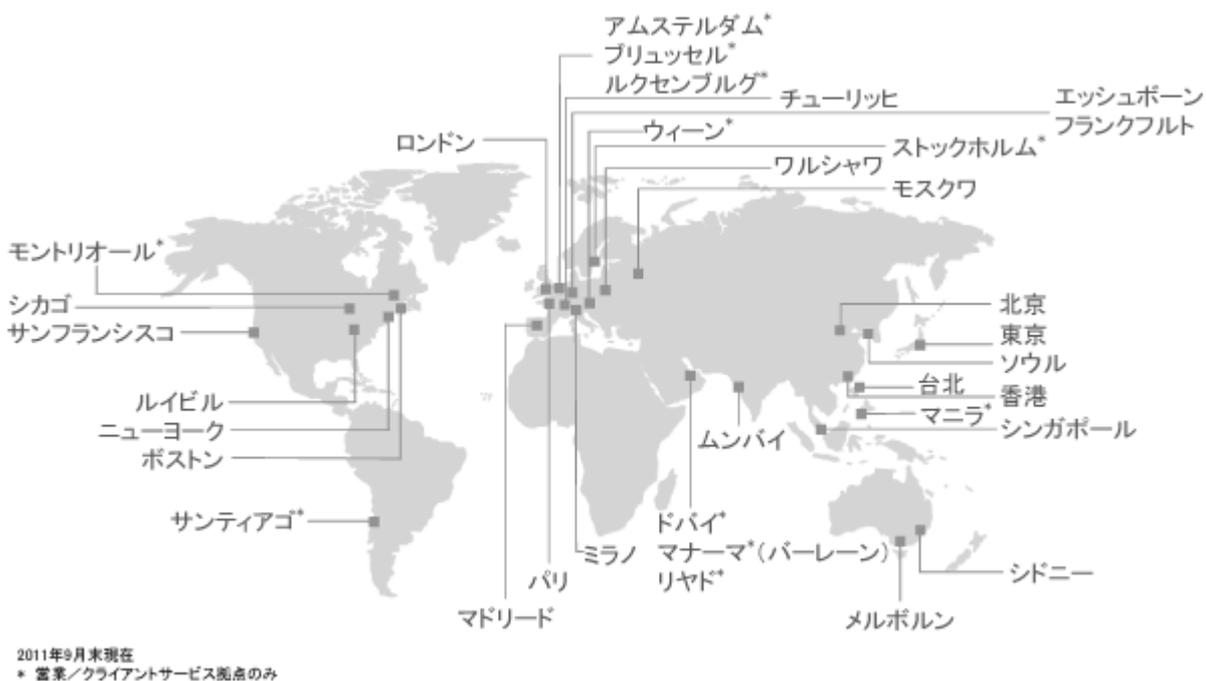
(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

(中略)



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

その他の留意点

(中略)

- ・ 分配金は純資産総額から支払われるため、分配金支払い後は純資産総額が減少し、基準価額が下落する要因となります。分配金は計算期間中に得られた収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも当該計算期間における運用成果等を示すものではありません。投資者のファンドの取得価額によっては、支払われた分配金を実質的には元本の払戻しとなる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

(中略)

その他の留意点

(中略)

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(前略)

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(以下略)

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(中略)

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（中略）

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、本書作成時点において、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

（以下略）

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

（中略）

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成23年9月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

b．法人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

1 税率は平成26年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は平成26年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

< 訂正後 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

（中略）

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年3月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

b．法人の受益者に対する課税

（中略）

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、原則として益金不算入制度の適用が可能です。

1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成24年3月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,562,978,860	96.49
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	56,865,499	3.51
合計(純資産総額)	-	1,619,844,359	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(上位30銘柄)>

(平成24年3月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	楽天	サービス業	1,938	83,600.00 86,700.00	162,016,800 168,024,600	10.37
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	5,622	23,890.00 26,780.00	134,309,580 150,557,160	9.29
日本	株式	ジュピターテレコム	情報・通信業	1,493	84,900.00 82,900.00	126,755,700 123,769,700	7.64
日本	株式	島津製作所	精密機器	115,000	600.00 747.00	69,000,000 85,905,000	5.30
日本	株式	プレス工業	輸送用機器	152,000	364.09 559.00	55,341,863 84,968,000	5.25
日本	株式	メッセージ	サービス業	312	264,600.00 247,700.00	82,555,200 77,282,400	4.77
日本	株式	セブン銀行	銀行業	382,800	153.20 179.00	58,646,038 68,521,200	4.23
日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	296	233,955.31 216,000.00	69,250,772 63,936,000	3.95
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	178,000	247.00 323.00	43,966,000 57,494,000	3.55
日本	株式	フィールズ	卸売業	372	131,400.00 137,000.00	48,880,800 50,964,000	3.15
日本	株式	リンテック	その他製品	29,900	1,411.06 1,678.00	42,190,934 50,172,200	3.10
日本	株式	第一興商	卸売業	29,700	1,485.50 1,630.00	44,119,510 48,411,000	2.99
日本	株式	エムティーアイ	情報・通信業	411	115,300.00 117,600.00	47,388,300 48,333,600	2.98
日本	株式	ミクシィ	サービス業	223	220,321.24 213,500.00	49,131,637 47,610,500	2.94
日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	14,600	2,246.06 2,525.00	32,792,506 36,865,000	2.28
日本	株式	プレナス	小売業	22,500	1,281.94 1,497.00	28,843,682 33,682,500	2.08
日本	株式	大崎電気工業	電気機器	38,000	742.00 823.00	28,196,000 31,274,000	1.93
日本	株式	コナミ	情報・通信業	12,400	2,604.36 2,346.00	32,294,144 29,090,400	1.80
日本	株式	スカイマーク	空運業	39,100	776.40 713.00	30,357,528 27,878,300	1.72
日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	17,700	1,707.35 1,525.00	30,220,124 26,992,500	1.67

日本	株式	パル	小売業	7,600	2,451.00 3,120.00	18,627,600 23,712,000	1.46
日本	株式	太陽ホールディングス	化学	9,100	2,197.00 2,220.00	19,992,700 20,202,000	1.25
日本	株式	クリエイトSDホールディングス	小売業	9,000	1,657.00 2,099.00	14,913,000 18,891,000	1.17
日本	株式	日本マクドナルドホールディングス	小売業	7,600	2,028.00 2,196.00	15,412,800 16,689,600	1.03
日本	株式	富士電機	電気機器	76,000	220.00 218.00	16,720,000 16,568,000	1.02
日本	株式	アルペン	小売業	9,700	1,359.00 1,653.00	13,182,300 16,034,100	0.99
日本	株式	コーエーテクモホールディングス	情報・通信業	23,800	700.00 655.00	16,660,000 15,589,000	0.96
日本	株式	美津濃	その他製品	32,000	375.00 459.00	12,000,000 14,688,000	0.91
日本	株式	ライオン	化学	30,000	423.00 474.00	12,690,000 14,220,000	0.88
日本	株式	カッパ・クリエイト	小売業	7,800	1,650.00 1,780.00	12,870,000 13,884,000	0.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

(平成24年3月30日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.79
		食料品	0.68
		繊維製品	1.48
		化学	2.13
		金属製品	3.55
		電気機器	3.65
		輸送用機器	5.25
		精密機器	5.30
		その他製品	4.00
		電気・ガス業	0.71
		空運業	1.72
		情報・通信業	23.31
		卸売業	6.13
		小売業	9.25
		銀行業	4.23
サービス業	24.31		
	小計	96.49	
	合計	96.49	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期計算期間末(平成14年8月27日)	10,980	10,980	9,097	9,097
第7期計算期間末(平成15年8月27日)	7,676	7,676	9,304	9,304
第8期計算期間末(平成16年8月27日)	10,003	10,003	19,991	19,991
第9期計算期間末(平成17年8月29日)	7,339	7,339	25,746	25,746
第10期計算期間末(平成18年8月28日)	7,883	7,883	31,755	31,755
第11期計算期間末(平成19年8月27日)	5,095	5,095	21,940	21,940
第12期計算期間末(平成20年8月27日)	2,989	2,989	16,580	16,580
第13期計算期間末(平成21年8月27日)	2,576	2,576	14,169	14,169
第14期計算期間末(平成22年8月27日)	1,907	1,907	12,463	12,463
第15期計算期間末(平成23年8月29日)	1,694	1,694	13,017	13,017
平成23年3月末	1,913	-	13,933	-
平成23年4月末	1,849	-	13,673	-
平成23年5月末	1,876	-	13,973	-
平成23年6月末	1,859	-	13,921	-
平成23年7月末	1,790	-	13,535	-
平成23年8月末	1,716	-	13,244	-
平成23年9月末	1,655	-	12,939	-
平成23年10月末	1,619	-	12,796	-
平成23年11月末	1,524	-	12,148	-
平成23年12月末	1,520	-	12,364	-
平成24年1月末	1,467	-	12,054	-
平成24年2月末	1,573	-	13,088	-
平成24年3月末	1,619	-	13,569	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第 6期計算期間(平成13年 8月28日～平成14年 8月27日)	0.0000
第 7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	0.0000
第 8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	0.0000
第 9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	0.0000
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	0.0000
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	0.0000
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	0.0000
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	0.0000
第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	0.0000
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	0.0000

【収益率の推移】

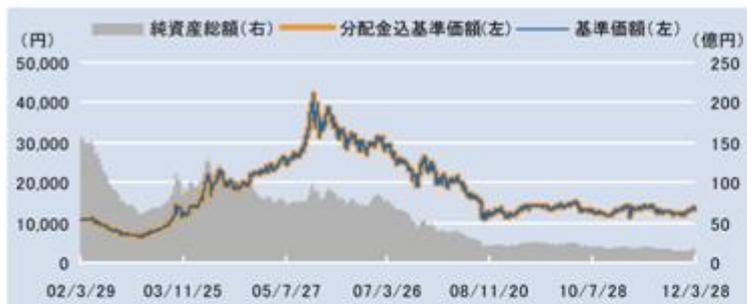
	収益率(%)
第 6期計算期間(平成13年 8月28日～平成14年 8月27日)	8.2
第 7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	2.3
第 8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	114.9
第 9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	28.8
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	23.3
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	30.9
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	24.4
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	14.5
第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	12.0
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	4.4
(平成23年 8月30日～平成24年 3月30日)	4.2

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2012年3月30日

基準価額・純資産の推移 (2002/3/29～2012/3/30)



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

1口当たり、税引前	
2011年 8月	0円
2010年 8月	0円
2009年 8月	0円
2008年 8月	0円
2007年 8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

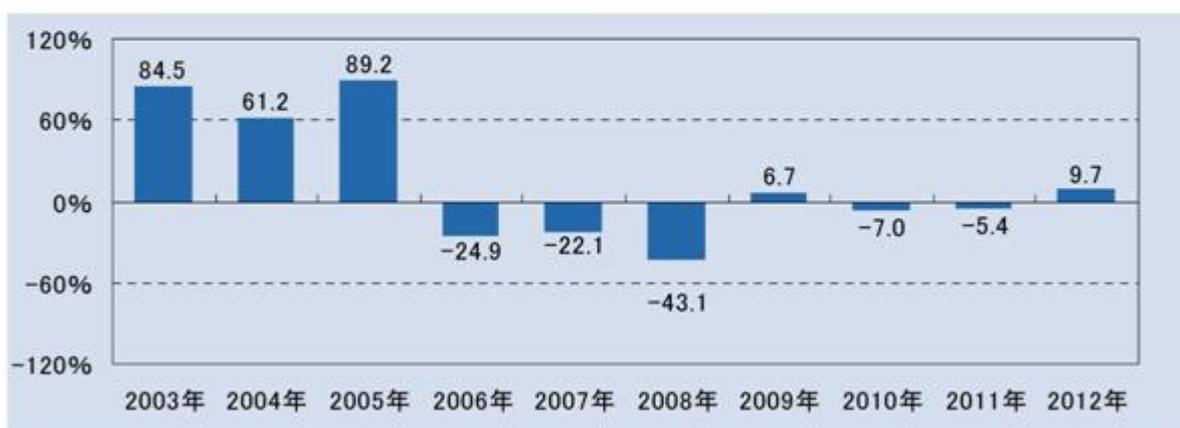
順位	銘柄	業種	比率(%)
1	楽天	サービス業	10.4
2	ヤフー	情報・通信業	9.3
3	ジュビターテレコム	情報・通信業	7.6
4	島津製作所	精密機器	5.3
5	プレス工業	輸送用機器	5.2
6	メッセージ	サービス業	4.8
7	セブン銀行	銀行業	4.2
8	サイバーエージェント	サービス業	3.9
9	三和ホールディングス	金属製品	3.5
10	フィールズ	卸売業	3.1

業種別構成比(上位5業種)

業種	比率(%)
サービス業	24.3
情報・通信業	23.3
小売業	9.3
卸売業	6.1
精密機器	5.3

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2 2012年は3月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第 6期計算期間(平成13年 8月28日～平成14年 8月27日)	56,887	544,773
第 7期計算期間(平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	46,647	428,577
第 8期計算期間(平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	262,374	587,081
第 9期計算期間(平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	151,061	366,368
第10期計算期間(平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	121,283	158,117
第11期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	79,158	95,158
第12期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	17,813	69,787
第13期計算期間(平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	26,218	24,644
第14期計算期間(平成21年 8月28日～平成22年 8月27日)	10,962	39,739
第15期計算期間(平成22年 8月28日～平成23年 8月29日)	4,848	27,763
(平成23年 8月30日～平成24年 3月30日)	54	10,840

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間（平成23年8月30日から平成24年2月29日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

エンジェル・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第16期中間計算期間 (平成24年2月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		26,428,711
株式		1,556,322,600
未収配当金		4,174,600
未収利息		50
流動資産合計		1,586,925,961
資産合計		1,586,925,961
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		826,770
未払委託者報酬		11,574,692
その他未払費用		787,335
流動負債合計		13,188,797
負債合計		13,188,797
純資産の部		
元本等		
元本		1,202,390,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		371,347,164
（分配準備積立金）		543,109,094
元本等合計		1,573,737,164
純資産合計		1,573,737,164
負債純資産合計		1,586,925,961

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期中間計算期間 (自 平成23年8月30日 至 平成24年2月29日)
営業収益	
受取配当金	13,618,950
受取利息	32,190
有価証券売買等損益	2,634,847
その他収益	556
営業収益合計	16,286,543
営業費用	
受託者報酬	826,770
委託者報酬	11,574,692
その他費用	787,335
営業費用合計	13,188,797
営業利益	3,097,746
経常利益	3,097,746
中間純利益	3,097,746
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,931,722
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	392,677,099
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,436
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,436
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,367,839
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,367,839
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	371,347,164

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 中間計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

(追加情報)

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第16期中間計算期間 (平成24年2月29日現在)
1. 受益権の総数	120,239口
2. 1口当たり純資産額	13,088円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第16期中間計算期間 (平成24年2月29日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第16期中間計算期間 (平成24年2月29日現在) 金額(円)

元本の推移	
期首元本額	1,301,620,000
期中追加設定元本額	30,000
期中一部解約元本額	99,260,000

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(平成24年3月30日現在)

資産総額	1,622,467,128円
負債総額	2,622,769円
純資産総額(-)	1,619,844,359円
発行済数量	119,376口
1単位当たり純資産額(/)	13,569円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成23年9月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成23年9月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成23年9月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年3月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年3月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年3月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年3月末現在、委託会社の運用するファンドは95本、純資産総額は560,992百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	14,405百万円
	追加型	株式投資信託	73本	477,356百万円
私募	追加型	株式投資信託	21本	69,232百万円
合計			95本	560,992百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		4,162,964
前払費用		5,805
未収委託者報酬		1,022,261
未収運用受託報酬		94,269
未収投資助言報酬		104,798
未収収益		980,594
立替金		27,659
その他流動資産		4,879
流動資産計		6,403,233
固定資産		
無形固定資産	1	22,455
投資その他の資産		25,691
固定資産計		48,147
資産合計		6,451,380
負債の部		
流動負債		
預り金	2	79,458
未払金		
未払手数料		517,612
その他未払金		1,962
未払費用		1,104,829
未払法人税等		15,699
賞与引当金		224,304
為替予約		25,200
流動負債計		1,969,066
固定負債		
退職給付引当金		773,922
長期未払費用		170,061
固定負債計		943,984
負債合計		2,913,051
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,369,320
利益剰余金計		1,369,320
株主資本計		3,538,679
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		350
評価・換算差額等合計		350
純資産合計		3,538,329
負債・純資産合計		6,451,380

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成23年4月1日	
	至 平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,566,345
運用受託報酬		120,707
投資助言報酬		69,698
その他営業収益		1,286,431
営業収益計		5,043,183
営業費用		
支払手数料		1,869,415
その他営業費用		547,447
営業費用計		2,416,862
一般管理費	1	1,524,428
営業利益		1,101,892
営業外費用	2	22,277
経常利益		1,079,615
税引前中間純利益		1,079,615
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		1,076,710

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	3,078,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,830,000
当中間期変動額	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,446,030
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	1,369,320
株主資本合計	
当期首残高	2,461,969
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
当中間期変動額合計	1,076,710
当中間期末残高	3,538,679
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
評価・換算差額等合計	
当期首残高	126
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	476
当中間期末残高	350
純資産合計	
当期首残高	2,462,096
当中間期変動額	
中間純利益	1,076,710
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	476
当中間期変動額合計	1,076,233

当中間期末残高

3,538,329

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌年から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 66,199千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「預り金」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,196千円
2 営業外費用の主要項目 為替差損	16,555千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	394,308千円	614,523千円	1,008,831千円
減価償却累計額相当額	326,170千円	348,442千円	674,612千円
中間期末残高相当額	68,137千円	266,080千円	334,218千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		74,390千円	
1年超		229,612千円	
合計		304,003千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		39,122千円	
減価償却費相当額		24,226千円	
支払利息相当額		2,149千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。
(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	4,162,964	4,162,964	-
(2)未収委託者報酬	1,022,261	1,022,261	-
(3)未収運用受託報酬	94,269	94,269	-
(4)未収投資助言報酬	104,798	104,798	-
(5)未収収益	980,594	980,594	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,659	16,659	-
資産計	6,381,548	6,381,548	-
(1)未払手数料	517,612	517,612	-
(2)未払費用	1,104,829	1,104,829	-
(3)長期未払費用	170,061	170,061	-
負債計	1,792,503	1,792,503	-
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(25,200)	(25,200)	-
デリバティブ取引計	(25,200)	(25,200)	-

(*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、解約価額によっております。
また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

その他有価証券

中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,030	15,010	20
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,629	2,000	370
合計		16,659	17,010	350

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	773,236	-	3,763	3,763
	米ドル				
	買建	419,652	-	20,359	20,359
	ユーロ				
シンガポールドル	16,472	-	1,078	1,078	
合計		1,209,361	-	25,200	25,200

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	17,490円42銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	1,076,710
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	1,076,710
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	57,477円73銭

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成24年4月1日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成23年9月末現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (平成23年11月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円 (平成23年11月末現在)	

投資顧問会社

名称 DWSインベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約126億円）（平成23年3月末現在）
 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、平成24年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝109.80円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年4月4日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエンジェル・ファンドの平成23年8月30日から平成24年2月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エンジェル・ファンドの平成24年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年8月30日から平成24年2月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

